

承認第3号

専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、職員の自動車事故における相手方の運転者の損害賠償の額の決定及び和解について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからである。



専決第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、職員の自動車事故の損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

愛西市長 日 永 貴 章



損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額 845,185 円とし、愛西市は、相手方に対し当該額を支払うものとする。
- (2) 愛西市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議の申立て及び請求をしないものとする。

2 事故の概要

- (1) 事故の発生日時 令和 6 年 5 月 14 日 午前 10 時頃
- (2) 所 属 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]
- (3) 事故の発生場所 愛知県津島市寺前町地内
- (4) 事 故 の 状 況 津島市寺前町地内の路上で、市有自動車が前方不注意により、赤信号のため停止していた乗用車に追突し、相手方に物的損害を与えたもの

3 和解の相手方

[REDACTED] [REDACTED]